

北谷フィッシャリーナ係留施設（ビジターバース）
募集要項

指定管理者 北谷漁業協同組合
令和元年5月

この募集要項を最後までよく読んで、お申込み下さい。

1 はじめに

北谷フィッシャリーナの係留施設（以下「施設」という。）は、水産業と観光・リゾート産業等の融合を推進するとともに、海洋レクリエーションの普及及び地域の活性化並びに賑わい交流拠点の創出を図るために設置した施設です。

この募集要項は、短期係留を目的としたビジター利用を対象としております。なお、艇の保管場所として係留することはできません。

2 施設の所在地及び内容等

沖縄県中頭郡北谷町字美浜 6 1 番地の地先及び 6 1 番地の一部

(1) ビジターバース

施設区分	使用期間	係留船舶	収容数(隻)
浮棧橋 -3.0m水深	短期係留 (7日以内)	50 フィート級	2 隻
		30・40 フィート級	2 隻

※船舶の規模等に応じて、岸壁使用をご案内する場合があります。

(2) うみんちゅワーフ <http://www.uminchu-wharf.jp/>

管理事務所、会議室、トイレ、シャワー、お土産及びレストラン等を備えております。

3 利用条件及び留意事項

- (1) 施設は、『自己責任・自己管理』が基本です。係留船舶に係る防犯、養生及び事故等については、施設の使用許可を受けた者の責任で行っていただきます。特に、台風、暴風雨その他の災害が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、各自すみやかに船舶の避難及び養生を行ってください。養生に用いる台船及びロープ等についても各自用意してください。
- (2) 台風等により、船舶を浜川漁港内に一時避難させる場合は、北谷町漁業協同組合の指示に従ってください。

ご予約・お問い合わせ

北谷フィッシャリーナ管理事務所

TEL 098-923-5739 / FAX 098-923-5749

4 ご利用の手続について

① 予約確認

ご利用の日程が決まり次第、電話で空き状況をご確認ください。
ご利用開始日の6週間前から予約を受け付けております。

② 利用期間

ご利用期間は7日以内といたします。

③ 申込書類

申込書類：使用許可申請書および船舶管理責任者 選任(解任)届出書
添付書類：船舶検査証、海技免許状および保険証券の写し

④ 提出方法

申込書類は、郵送又はFAXで受け付けております。
書添付書類：船舶検査証、海技免許状および保険証券の写し

⑤ 使用許可

申込書類の到着後、概ね3～4日以内に使用許可書及び納付書等を郵送いたします。

⑥ 料金支払 (必ず入港前までにお支払いください)

県内の方：納付書による支払い
県外の方：口座振込による支払い (振込手数料は別途ご負担いただきます。)

⑦ 入港

08:00～18:00の間に入港してください。
時間内にチェックインができない場合は必ず事前連絡をお願い致します。

⑧ 係留・入港手続き

マリーナ職員の指示に従い指定バースに係留してください。
係留後、入港手続きをさせていただきます。

⑨ 出港

出港手続きを済ませて、17:00迄に出港してください。

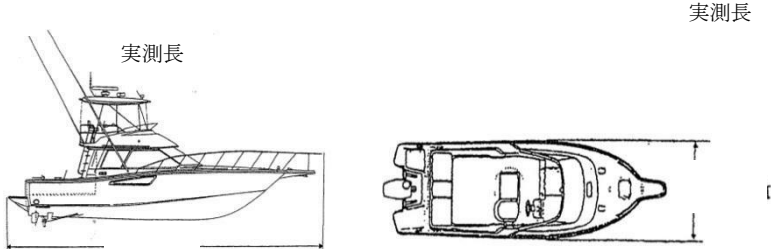
5 許可基準等

施設の使用の許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、次の申請者の資格及び種類並びに係留船舶の条件、艇長等を満たす必要があります。

（1）申請者の基準、資格及び種類等

基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴力団、暴力団員、その親交者、暴力行為の常習者またはおそれのある方でないこと。 ● 公の秩序又は善良な風俗若しくは公益を害するおそれのある方でないこと。 ● フィッシャリーナを汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある方でないこと。 ● 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不適當又は施設の管理運営上支障を及ぼすおそれのある方でないこと。
資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 艇を所有していること。又は、船舶の使用契約、リース契約及び所有権留保条項のある売買契約等を締結していること。 ● 施設は、「自己責任・自己管理」が基本につき、係留船舶に係る防犯、養生及び事故等については、施設の使用許可を受けた者の責任で行っていただけること。 ● 台風、暴風雨その他の災害が発生した場合、またはその発生が予想される場合は、各自すみやかに船舶の養生を行っていただけること。また、養生に用いる台船及びロープ等についても各自用意していただけること。
責任者	<p>緊急連絡時に対応していただくため、以下の要件を備えた者を「船舶管理責任者」として届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 係留船舶を操縦できる「船舶免許」を保有していること。 ● 係留船舶を航行・移動する権限を有すること。 ● 緊急連絡時に係留船舶の養生が迅速に対応できること。

(2) 係留船舶の条件、艇長及び隻数

船舶条件	<p>以下の全ての要件を備えたレジャー用の「動力付きボート」に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船舶検査証書の用途欄が「プレジャーモーターボート」等となっていること。 ● 船体保険、対人賠償及び対物賠償等を補填する船舶責任保険に加入していること。 ● 日本小型船舶検査機構の検査を受けていること。 ● 期間有効な船舶検査証書を取得していること。 ● 水面係留が可能であること。 ● 排水装置を備えていること。 ● 消音装置が充分施されている船舶であること。 ● フィッシャリーナの管理運営上支障にならないこと。
船舶艇長	<p>艇長は、船舶検査証書に記載されている登録長ではなく、船外機等の付属品を含んで実測した艇の全長をいいます（艇幅も同様に付属品を含む実測全幅長をいう。）なお、艇搬入後の改造（アンカーローラーの取付等）により、実測長及び実測幅が異なった場合は、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
隻数	同一申請者につき1隻です。

6 使用料

(1) 浮棧橋の使用料

施設の使用許可を受けた者は、納付期限（前納）までに使用料を全額支払っていただきます。
 なお、支払いがなかったときは、使用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。

艇長(実測長)	1日あたりの料金
7m未満	980 円
7m以上～8m未満	1,120 円
8m以上～9m未満	1,260 円
9m以上～10m以下	1,400 円
10m越～11m以下	1,540 円
11m越～12m以下	1,680 円
12m越～13m以下	1,820 円
13m越～14m以下	1,960 円
14m越～15m以下	2,100 円
15m越～16m以下	2,240 円

備考

- 1 この表における「艇長」とは、実測による船体の全長をいう。
- 2 双胴船等の場合は、2艇分の料金とする。
- 3 電気又は水道を使用する場合は、その実費に相当する額を別に徴収する。

施設利用料金一覧

施設種別	単 位	利用料 (外来艇)
浮棧橋	1 名	100 円
給水	1 回 30 分	200 円
給電	1 回 30 分	250 円
	24 時間	
スロープ船舶移動	上下架 1 回 (片道)	2,200 円
時間外スロープ補助	営業時間前後 1 時間	
ウインチ	1 回	12,000 円
高圧洗浄機レンタル	1 時間	2,200 円
ボート船台レンタル	24 時間	2,200 円
船台修理	1 箇所	16,500 円～
ガソリタンクレンタル	1 回	600 円

7 手続き等

(1) 申請書類

申請書類は、次のとおりです。A4サイズ統一にご協力ください。

提出書類
<input type="checkbox"/> 使用許可申請書
<input type="checkbox"/> 船舶管理責任者選任届出書
<input type="checkbox"/> 船舶検査証の写し
<input type="checkbox"/> 海技免許状の写し
<input type="checkbox"/> 損害賠償保険に係る保険証券の写し

(2) 提出先

北谷フィッシャリーナ管理事務所（うみんちゅワープ1階事務所）

〒904-0115 沖縄県中頭郡北谷町字美浜54-1F

(3) 注意事項

- ①申請書類はお返しできません。
- ②申請書類に不備がある場合は、許可できません。
- ③申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合、申請資格がないことが判明した場合には許可できません。

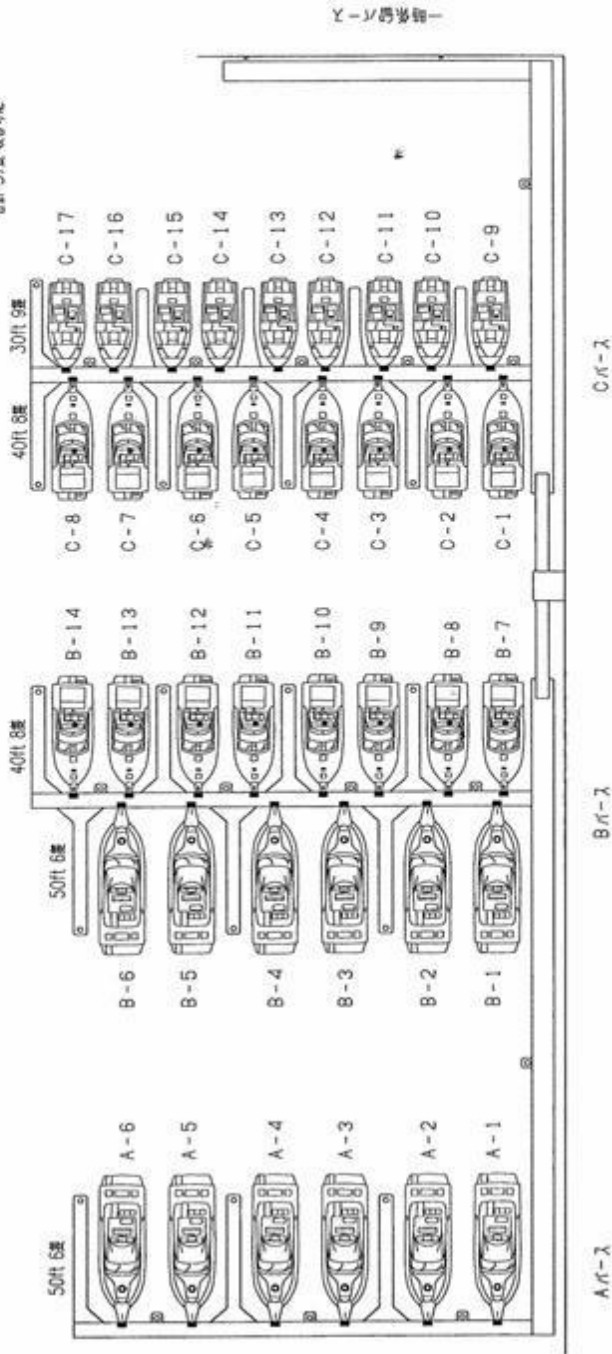
バスサンバープレート配置計画図

S=1:250

カボアプレート数量表

バス名	カボアプレート
A	6
B	14
C	17
合計	37

合計 37個 6000枚



8 許可及び行為に係る申請を行える者について

申請を行える者		許可申請		行為申請
		長期係留	短期係留	
1 普通公共団体の住民	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の区域内に住所を有する者 在留資格を有しており、住居地の市町村の窓口でその居住地を届けたもの 	○ (注)	○	○
2 普通公共団体の住民に準ずる地位にある者及び官公庁	<ul style="list-style-type: none"> 普通公共団体の住民でないが、その区域内に事務所、事業所、家屋等を有し、地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者 公務に従事する船舶を管理する者 			
3 普通公共団体の住民でない者	<ul style="list-style-type: none"> 上記1又は2に該当しない者 例：国際航海船舶の寄港、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者 	×	○	×

注：船舶管理責任者は、沖縄県内に住所を有する者であること

第1号様式（第2条関係）

令和元年5月1日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所 沖縄県北谷町字桑江226番地
 氏 名 株式会社北谷町
 代表取締役 北谷一郎 (印)
 電話番号 098-936-1234

使用許可申請書

北谷フィッシャリーナの施設の使用について次のとおり申請します。

使用施設の種別	係留施設（ビジターバース）		
使用期間	令和元年5月1日から令和2年4月30日まで		
使用目的	下記船舶の係留		
係留船舶	船舶番号	第012-3456789号	
	船名	北谷町号	
	船種	プレジャーモーターボート	
	艇の長さ	登録長 8.7m	実測長 8.7m
	艇の幅	登録幅 2.9m	実測幅 2.9m

備考

- 1 「実測長・幅」は、実測による艇体の全長及び全幅を記載すること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 船舶検査証の写し
 - (2) 海技免許状の写し
 - (3) 損害賠償保険に係る保険証券の写し

船舶管理責任者 選任(解任)届出書

令和元年 5 月 1 日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所 沖繩県北谷町字桑江226番地
氏 名 株式会社北谷町
代表取締役 北谷一郎 (印)
電話番号 098-936-1234

下記係留船舶に係る船舶管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。

係留船舶	所有者の住所、名称及び代表者氏名	沖繩県北谷町字桑江 226 番地 株式会社北谷町 代表取締役 北谷一郎		
	船舶名	ちやたん号		
	船舶番号	第 0 1 2 - 3 4 5 6 7 8 9 号		
選任された 船舶管理責任者	氏名	北谷次郎		
	生年月日	平成●年●月●日		
	住所	北谷町字桑江 226 番地		
	緊急連絡用の電話番号	●●●-●●●●-●●●●		
	その他緊急時の連絡方法	FAX	●●●-●●●●	
		e-mail	●●●@●●●●	
		その他	●●●-●●●●-●●●●	
選任された年月日	令和元年 5 月 1 日			
解任	解任の理由			
	解任された年月日			

共同使用者名簿

令和元年5月1日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所 沖縄県北谷町字桑江226番地
氏 名 株式会社北谷町
代表取締役 北谷一郎 (印)
電話番号 098-936-1234

係留船舶	船舶名	第012-3456789号	
	船舶番号	ちやたん号	
申請者 (代表使用者)	氏 名	北 谷 一 郎	(印)
	生年月日	平成●年●月●日	
	住 所	北谷町字桑江 226 番地	TEL 098-936-1234
	勤 務 先	(株) 北谷町	TEL 098-936-1234
共同使用者	氏 名	北 谷 次 郎	(印)
	生年月日	平成●年●月●日	
	住 所	北谷町字桑江 226 番地	TEL 098-936-1234
	勤 務 先	(株) 北谷町	TEL 098-936-1234
共同使用者	氏 名	北 谷 三 郎	(印)
	生年月日	平成●年●月●日	
	住 所	北谷町字桑江 226 番地	TEL 098-936-1234
	勤 務 先	(株) 北谷町	TEL 098-936-1234
共同使用者	氏 名		印
	生年月日		年 月 日生
	住 所		TEL
	勤 務 先		TEL
共同使用者	氏 名		印
	生年月日		年 月 日生
	住 所		TEL
	勤 務 先		TEL

北谷フィッシャリーナ係留施設使用条件

- 1 北谷フィッシャリーナ係留施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、北谷町フィッシャリーナ条例、同条例施行規則、北谷フィッシャリーナ係留施設使用条件、北谷フィッシャリーナ係留施設使用者心得及び北谷フィッシャリーナ（係留施設）募集要項を遵守しなければならない。
- 2 使用者は、台風、暴風雨その他の災害が発生した場合、または発生が予想される場合は、すみやかに船舶の係留場所または陸置場所の状況等を点検し船舶の安全確保を図り、かつ他の船舶に被害を及ぼさないよう十分な措置を講じなければならない。
- 3 北谷町又は指定管理者は、船舶の衝突、接触等の事故または火災、地震、津波、暴風雨その他不可抗力の災害による船舶の破損または盗難等の損害については、その責を負わない。
- 4 使用者は、施設の使用により第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合、その他第三者との間に紛争を生じた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償し、または紛争の解決をしなければならない。
- 5 使用者は、施設の使用について管理者が指示を与えたときは、すみやかにその指示に従わなければならない。
- 6 使用者は、町長又は指定管理者から使用許可等通知書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 7 使用者は、町長又は指定管理者の許可を得ずに、施設内で次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 海洋レクリエーション業、物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をしようとする事。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 展示会、集会その他これらに類する催しのため施設の全部又は一部を独占して使用してはならない。
 - (5) 花火その他の火気を使用すること。
 - (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- 8 町長又は指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは使用の停止を命じ、又は使用の許可を変更し、若しくは取り消すことがある。当該処分により使用者に損害が生じても、町及び指定管理者は、その賠償の責めは負わないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗若しくは公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 北谷フィッシャリーナ条例及び同条例施行規則に違反し、又は町長若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき。
 - (5) 使用目的以外の使用又は使用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (6) 偽りその他不正の行為により施設の使用許可を受けたとき。
 - (7) 災害その他避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不適當又は施設の管理運営上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 9 施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 遊泳をすること。
 - (2) 爆発物やその他危険物を持ち込むこと。
 - (3) 廃棄物を放置し、又は捨てること
 - (4) 鳥獣及び魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 10 施設を使用する権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することができない。
- 11 施設の使用許可を受けた船舶以外を係留してはならない。

北谷フィッシャリーナ係留施設使用者心得

1. 施設の使用について

(1) 海上係留および陸置き場所

使用許可を受けた艇は許可された場所に係留または陸置きして下さい。それ以外の場所には係留または陸置きしないで下さい。

(2) 施設の開場時間

8:00～18:00

(3) 施設の休場日

12月29日から翌年1月3日まで

(4) 入出港届

- ・出港するときは管理事務所備え付けの入出港届に所定の事項を記入し提出して下さい。
- ・帰港したときはすみやかに入出港届に帰港の署名をして下さい。

(5) 艇の一時搬出および搬入

許可を受けている期間中にマリーナから他の場所へ一時的に移動する場合は管理事務所に届け出て下さい。

(6) 艇の修理等

艇の修理、貝落とし、洗剤による洗艇及びマリントイレの使用等を行う場合は管理者から場所の指定を受け他の艇に迷惑にならないよう十分注意して行って下さい。

(7) 船中泊の禁止

2. 海難事故の防止等について

(1) 出港前の気象情報確認

出航前には気象庁による天気予報等を十分確認して下さい。悪天候が予想されるときは船長の責任において出港を中止して下さい。

(2) 救命胴衣の着用

海上航行中は必ず救命胴衣を着用して下さい。

(3) 飲酒操船の禁止

飲酒し、または酒気を帯びて操船しないで下さい。 マリーナ航路は、お隣の漁港

(4) 安全航行

急速力での航行又は無謀な操船をしないでください。

からの出入船が最優先となります。出入口付近においては、必ず減速したうえで漁船の航路を妨げることなく、他の船舶を確認しながら、安全航行をおこなうようにして下さい。

3. 艇の管理・責任等について

(1) 艇の管理責任

施設は、自己責任・自己管理が基本です。船舶に係る防犯、養生及び事故等については、施設の使用許可を得た者の責任で行ってください。

(2) 損害賠償等

施設または他の船舶等に損害を与えた場合、または他の船舶等から損害を受けた場合は当事者間で解決して下さい。管理者はその責任を負いません。また、こうした損害に備えるためなるべく小型船舶の船体保険、搭乗者保険等に必ず加入してください。

(3) 盗難、事故防止等

船体、備品、資材、用具等の盗難、駐車場内での盗難、事故等についても管理者は一切その責めを負いません。盗難、事故防止は使用者等の責任において実施して下さい。

4. 許可申請手続き等について

(1) 許可事項の変更

施設の使用許可を受けた期間中に許可に係る事項を変更しようとするときは、管理者に事情を説明し相談の上、変更手続きをして下さい。

(2) 使用許可の更新について

一年間の使用許可の場合で許可期限の満了後も引き続き使用する場合は、その期限が満了する日より **30** 日前までに所定の手続きをとって下さい。何らかの理由で手続きが遅延する場合は早めに管理者に相談して下さい。

(3) 施設使用料について

施設の使用許可を受けた者は、施設使用料を納付期限内に納入して下さい。また、既に納入した施設使用料は、払い戻しは出来ません。

5. 海面利用等について

使用者は、漁業法に基づく漁業権を尊重し、漁業者の漁の妨げをしてはならない。また、ローカルルールがある場合は、これを遵守して下さい。

第1号様式（第2条関係）

令和 年 月 日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

使用許可申請書

印

北谷フィッシャリーナの施設の使用について次のとおり申請します。

使用施設の種別	係留施設（ビジターバース）				
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで				
使用目的	下記船舶の係留				
係留船舶	船舶番号				
	船 名				
	船 種				
	艇の長さ	登録長	m	実測長	m
	艇の幅	登録幅	m	実測幅	m

備考

- 1 「実測長・幅」は、実測による艇体の全長及び全幅を記載すること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 船舶検査証の写し
 - (2) 海技免許状の写し
 - (3) 損害賠償保険に係る保険証券の写し

船舶管理責任者 選任(解任)届出書

令和 年 月 日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所
氏 名

印

電話番号

下記係留船舶に係る船舶管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。

係留船舶	所有者の住所、名称及び代表者氏名			
	船舶名			
	船舶番号			
選任された船舶管理責任者	氏名			
	生年月日			
	住所			
	緊急連絡用の電話番号			
	その他緊急時の連絡方法	FAX		
		e-mail		
		その他		
選任された年月日				
解任	解任の理由			
	解任された年月日			

共同使用者名簿

令和 年 月 日

指定管理者

北谷町漁業協同組合

代表理事組合長 座喜味盛康 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

印

係留船舶	船 舶 名	
	船舶番号	
申請者 (代表使用者)	氏 名	印
	生年月日	年 月 日生
	住 所	TEL
	勤 務 先	TEL
共同使用者	氏 名	印
	生年月日	年 月 日生
	住 所	TEL
	勤 務 先	TEL
共同使用者	氏 名	印
	生年月日	年 月 日生
	住 所	TEL
	勤 務 先	TEL
共同使用者	氏 名	印
	生年月日	年 月 日生
	住 所	TEL
	勤 務 先	TEL
共同使用者	氏 名	印
	生年月日	年 月 日生
	住 所	TEL
	勤 務 先	TEL